

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和6年9月19日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪  
議員 榊原 一和 議員 桑澤 直亨  
議員 原田 悠嗣 議員 鈴木 明子  
議員 渡邊 勝巳 議員 寺門 勲  
議員 小池 正夫 議員 小宅 清史  
議員 大和田和男 議員 花島 進  
議員 寺門 厚 議員 萩谷 俊行  
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男  
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明  
教育長 大縄 久雄 企画部長 渡邊 荘一  
秘書広聴課長 海野 直人 秘書広聴課長補佐 船橋 武夫  
総務部長 玉川 一雄 市民生活部長 平野 敦史  
防災課長 秋山 光広 防災課長補佐 疋田 克彦

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
  - ・議案等の追加について
  - ・令和6年第4回定例会会期日程（案）について
  - …委員長報告のとおりとする
- (2) 追加予定議案等について
  - ・議案第58号 那珂市名誉市民の選定について
  - ・議案第59号 人権擁護委員の推薦について
  - …執行部より説明あり
- (3) 令和6年度那珂市原子力防災訓練の実施について
  - …執行部より説明あり
- (4) 公共施設の在り方調査特別委員会の設置について

…特別委員会は設置せず総務生活常任委員会で調査事項とする

(5) 議員派遣について

…小池議員、大和田議員、富山議員に決定

(6) 委員長報告

・広報編集委員会

…委員長報告のとおりとする

(7) その他

・10月の全員協議会開催日について

…事務局から説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、換気のため廊下側のドアは開放して行いますので、ご理解、ご協力をよろしく  
お願いいたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

議会のほうも、第3回定例会も明日1日となりました。今日は涼しいですけれどもまた  
明日は暑いようですので、議員の皆様には体調管理のほうをよろしく申し上げて、簡単  
ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の全員協議会の進行につきましては、議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送し  
ます。会議内の発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いい  
たします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員  
協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、関係職員が出席しております。職務のた  
め、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申  
し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上  
げます。

さて、先日16日でございますが、中秋の名月に合わせて、本市の秋を彩るイベント月

見の会が一の関ため池親水公園にて開催されました。当日は、多くの方々と日本百名月に認定されている那珂市曲がり屋から望む月に浸りながら秋を感じたところでございます。ご来場いただきました議員にも、本当にありがとうございます。引き続き地域資源を生かした四季折々のイベントを開催しながら、にぎわいのあるまちづくりに寄与してまいりたいと考えております。

それでは、本日の全員協議会でございますが、那珂市名誉市民の選定について、人権擁護委員の推薦についての追加議案が2件、令和6年度那珂市原子力防災訓練の実施について、担当よりご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 議会運営委員会の開催及び結果につきまして、ご報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和6年第4回定例会会期日程（案）についてであります。執行部から議案2件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

令和6年第4回定例会の会期日程（案）はただいまタブレットに表示されておりますとおり決定いたしました。

また、市議会ハラスメント防止条例案につきましては、8月の全員協議会で各議員の様々なご意見をいただいたことから、10月の全員協議会で再度皆様と協議をしたいと考えております。議員の皆様は、条例案を前回まだ見ていないという方もいらっしゃったので、しっかりと確認していただき、意見をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、9月5日の笹島議員の一般質問の際、道の駅関連の質問が行われました。申し合わせ内規で所属する委員会が特定の調査項目を定めて現在調査している事項についての一般質問を行わないように努めとなっております。よろしくお願い申し上げます。議員の皆様も申し合わせ内規を改めて確認をしていただき、遵守していただくよう注意をお願いいたします。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。何か確認したいことはございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたしました。よろしくお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時06分）

議長 再開します。

議案第58号 那珂市名誉市民の選定について、執行部より説明を求めます。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の海野でございます。ほか関係職員2名が出席しております。よろしくお願いたします。

説明については、着座にて失礼いたします。

全員協議会資料1ページ、議案第58号資料をご覧ください。

那珂市名誉市民の選定について。氏名、白土松吉。本市の名誉市民として白土松吉氏を選定したいので、那珂市名誉市民条例第3条の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

今回、白土松吉氏を名誉市民として提案させていただくに当たりまして、同条例第3条及び同条例施行規則第2条に基づきまして、那珂市名誉市民選考委員会を設置いたしました。選考委員会では、市長から諮問を受け、選考委員会において協議をいただいたところでございます。

全員協議会資料2ページの4、名誉市民選定の理由でございますが、白土氏は生涯をかけてサツマイモの増収栽培の研究に尽力をされ、那珂台地の農業振興に貢献、戦中戦後の食糧難から多くの人々を救うとともに、本市の特産品、干し芋の一大生産地として発展するための重要な礎となりました。白土氏の偉業と情熱は郷土の誇りであり、市民がひとしく尊敬するものと認められることから、那珂市名誉市民選考委員会の推薦を受け、名誉市民として選定するものでございます。

なお、白土氏の頌徳碑でございますが、旧那珂町役場敷地内において建立されまして、その後、本庁舎の移転に伴いまして、現在は一の関ため池親水公園敷地内に移設をされております。

今後の予定でございますが、来年1月に旧那珂町と旧瓜連町が合併しまして那珂市誕生20周年を迎えることから、1月18日の土曜日、那珂市市制施行20周年記念式典を実施する予定であります。その中で、今回議会の同意をいただきました暁には、白土松吉氏を名誉市民として顕彰させていただき、広く市民にその功績を広めたいと考えてございます。また、名誉市民として顕彰するだけでなく、今後の市の産業の発展にもつながるような取上げをしてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質疑はございますか。

笹島議員 これ、最後に言っていたけれども、那珂市の産業に役立てたいということで、那珂市を干し芋のまちとかサツマイモのまちとかそういう形で売るといことですか。大々的に宣伝していくと。

秘書広聴課長 現時点では具体的なものというところではございませんが、今議員がおっしゃっていただいたように、サツマイモを絡めた例えば新たな産品開発とかそういったものを積極的にタイアップするなどしながら、効果的にPRをしていきたいというふうには考えてございます。また、白土氏のPRにつきましては、市制施行20周年の記念式典の中で先ほど申し上げましたように顕彰するとともに、さらに広く知っていただきたいということから、これはまだ検討段階ではございますが、名誉市民のパネル展、こちらは移動式のパネル展なども行って、広く市民に理解をしていただきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

笹島議員 ほかで、サツマイモ、干し芋とか、特に境町なんかが、今言っていた乗っ取られているわけでしょう、ここが本家本元だということ。もっと大々的に、積極的に、がむしゃらにやらないと駄目ですよ、それ。よろしくお願いします。

秘書広聴課長 ありがとうございます。そのように努力してまいりたいと思います。

議長 ほかにございますか。

花島議員 すみません、全体の趣旨は賛成で、反対じゃないんですが、そもそも名誉市民とは何なのかよく分からない。白土氏は故人ですよ。しかも昭和31年に亡くなったということなので、その辺のルールとか前例とかをお聞かせいただきたいです。

秘書広聴課長 まず、名誉市民につきましては、この名誉市民の称号、こちらにつきましては、条例のほうでも記載がございしますが、社会の進展に著しい功績のあった方に贈るものというふうになってございます。その中で、10年前にはなりますけれども、平成26年度の市制施行10周年の記念式典の際には、既に名誉市民として顕彰してございます4名の方をその場で顕彰させていただいた経緯がございします。また、改めて、繰り返しになりますが、やはり本市にゆかりのある偉人の方々の功績を振り返った中で、白土氏の生涯にかけてサツマイモに尽力されたという功績については、名誉市民に値するものであると考えております。

以上でございます。

花島議員 白土さんのことは、私も本を読んで名前も覚えているんですけども、私が聞きたいのは、要するに故人を顕彰するということがどうなのかなということ。その辺の前例とか、ごめんなさい、そういう意味です。

秘書広聴課長 申し訳ございません、ちょっと解釈が間違っまして、失礼しました。今議員がおっしゃいましたように、やはり今回の推薦の方も故人の方になってございます。ただ、当然名誉市民につきましては、故人に限らず生存されている方が対象になるのは当然のことであると思います。ただ、現在のところ、生存されている方で名誉市民の候補として選考される方が残念ながらいなかったというふうに認識しております。また、こちらとしまして、対象となる場面といえますか想定されるものとしますと、例えばオリ

ンピックであったり国際的な大きな大会であったり、こういったところで大きな活躍をされた方、そういった方が出た場合には、当然選考のお一人となってくるのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

遠藤議員 白土松吉さんに関しては皆さん全く異論はないと思いますけれども、それだけの功績のある方。ただ、名誉市民は、今4名の方は、例えば根本先生とか中井川さん、岩上さん、宮本さん、皆さん那珂市、旧那珂町、旧瓜連町出身の方なんですよね。だから名誉市民になっていると思うんですが、名誉市民の選定というか基準、これは、白土さんは那珂町、瓜連町出身ではないと思うんですが、そこらというのは名誉市民として選定していいものなんですか。

秘書広聴課長 今議員がおっしゃいました内容は、いわゆる那珂市出身ではなくてもよいのかというところかなというふうに解釈しております。那珂市名誉市民条例の中では、本市に居住もしくは居住していた者または本市に関係の深いものというふうに規定されてございます。また、繰り返しになりますが、功績の場というものが現の菅谷地区であったり、あとは現在の芳野の戸崎地区辺りでのいわゆる干し芋の研究、サツマイモの増収の研究、こちらをそういった地区でやっていたというところで、必ずしも出生が市内というところでは規定にはなってございません。

以上でございます。

遠藤議員 分かりました。ただ単純に、そういうふうにする市民もぱっと見て多いかなと思うので、どこの人だということ、そういうふうなちゃんと説明ができればいいと思う。言ってみれば、ゆかりのある方もしくは那珂市に功績が大な方という範疇でということであれば分かるかなと思うので、ただ、そういう説明がないとどこの人だということになりかねないから、ちょっと気をつけてもらったほうがいいかなという感じです。分かりました。

鈴木議員 68年前にお亡くなりになられているというお話だったと思うんですけれども、今回20周年ということで名誉市民ということになったと思うんですが、すごく昔に亡くなられている方で、広く尊敬されている方というのが選定基準ということなんですけれども、ご存じの方とかというのが今一般に本当にそんなにいるのかなというのを私は思っていて、これからそれを知らせていくということが選定基準になっていいのかなとちょっと疑問なんですけれども。

秘書広聴課長 今の議員のほうからのご指摘といいますかご意見のとおり、実際に今回候補として選定させていただきました一つの理由としましては、当然市の発展に貢献された方々、これは偉人の方も含めてなんですが、多数いらっしゃるというところは認識してございます。その中で、やはり選考委員会の中でも、特に皆様ご承知のとおり、近年では干し芋が国内に限らずすごい人気、大ブームを引き起こしているというところからも、

本市の特産品であるサツマイモのいわゆる原点をつくっていただいたというような方であったことから、名誉市民として選考させていただいたところでございます。

鈴木議員 ちょっと調べてみたんですけども、干し芋を作られた方というのは、那珂市の方じゃなくて静岡県の方の方だということなんですけれども、それでも、那珂市がその方の名前を使わないと干し芋の特産品を売っていけないようなというふうに思っているのか、具体的に何も決まっていなくて先ほど笹島議員の質問からお答えになられていたんですけども、その中で、無理矢理名誉市民というのをつくるというのはいかがなものかなというふうに思うんですけども。

秘書広聴課長 今のご意見いただきましたところ、申し訳ございません、無理矢理つくるという考えはこちらとしては全くない中で選定はさせていただいております。当然選考委員会のほうも開かせていただいておりますので、その中で、各委員のほうからのご意見いただいた上での推薦となっております。

先ほど議員のほう、冒頭のお話がありましたように、確かに干し芋のルーツとしましては静岡県が一番最初というふうになってございます。ただ、茨城県と静岡県というのは、もともとがサツマイモの産地というところの中で、干し芋の製造、こういったものを作るという技術を静岡県から茨城県のほうにいただいて、茨城県のほうで実際に生産者が、特に旧那珂湊地区の水産加工業者の方々が手がけたというふうに記述がございますけれども、こういった方々が今の茨城の地でサツマイモの生産、またはそこから干し芋という展開が、気候にも適しているというところもあったことから、那珂台地の干し芋の発展につながったのかなというふうに考えてございます。ちょっと質問と食い違っているかもしれませんが、申し訳ございませんが、そういう形で考えてございます。

鈴木議員 今までも4人いらっしゃると思うんですけども、その方々の名前を活用してと言ったら失礼に当たっちゃったらあれなんですけれども、それだけではなく、もう一人名誉市民というふうにしなきゃいけないという理由がやはりちょっと理解がまだできてなくて、その4人の方を、じゃあ、どのようにPRしていくのかとかということは、もう既にいらっしゃる方をPRするというお考えはないんでしょうか。

秘書広聴課長 議員のほうからのご指摘といいますかご意見につきましては、確かに先ほど申し上げましたように、10年前に那珂市で初めて4名の名誉市民のほうを顕彰させていただいた経緯がございます。当然既に名誉市民となられている方につきましても、市民に対してのPRという表現はちょっと語弊があるかもしれませんが、周知をしていただくというところは非常に大切なことかなというふうには考えております。現在、一例を申し上げますと、学校の小・中学生、子供たちに対しての教育の一つとしまして、那珂市道徳郷土資料集「ひまわり」という冊子がございます。こちらは学校道徳教材として作成されたものでございますけれども、こちらには既に名誉市民となられております4名の方々、プラス今回選定のほうを提案させていただきました白土氏につきましても既

に記載がされているところでございます。さらに、白土氏につきましては、小学1年生から9年生までの学年の中で、それぞれの年代に応じた、説明する偉人の方たちがいらっしゃるんですが、その中で、白土氏につきましては、5年生の道徳の中で教材として子どもたちにも周知をさせていただいているような状況でございます。また、ほかの偉人の方、名誉市民の方についても、当然それぞれの学年で顕彰のほうはさせていただいているというところでございます。

原田議員 白土松吉さんなんですけれども、おっしゃるとおり「ひまわり」のほうにも載っていらっしゃいますし、あと「輝く茨城の先人たち」という県が出している資料のほうにも載っておりますし、子供たちはやっぱり4年生とかで結構先人たちを調べるので、結構小学生は白土松吉さんのことを知っている子も多いかなというふうに思います。やっぱり名誉市民というので、その時代を一生懸命生きて我々後世につないでくださった方に尊敬の念を持つというきっかけにもなると思いますし、あと、これは副次的なものかと思えますけれども、農業というものとかサツマイモというものにも非常に市民も関心を持つきっかけになるかなと思いますので、ぜひ進めていただければなというふうに思っております。すみません、意見です。

花島議員 私はさっき質問しましたが、前にも言ったように賛成なんです。気をつけてほしいのは、やっぱり顕彰するということが第一の目的であって、そこから何かまた那珂市の利益になるようなことみたいなことは二の次なので、その辺順番を忘れないようにしていただきたいと思います。それだけです。

議長 質疑を終結いたします。

続きまして、議案第59号 人権擁護委員の推薦について、執行部より説明願います。

人事案件でありますので、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

市長 議案第59号資料をお開き願います。

議案第59号 人権擁護委員の推薦について、氏名を申し上げます。順不同となります。藤田美和子、石川富子、綿引修、村上満江。住所、生年月日は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございます。令和6年12月31日で任期満了を迎える藤田美和子氏、石川富子氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また新たに綿引修氏、村上満江氏を人権擁護委員の候補者としてそれぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

議長 執行部の説明が終わりました。質疑、ご意見はございますか。ただし、プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ただいま説明がありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは本日の5時までとなりますので、ご承知おき願います。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時27分）

議長 再開します。

続きまして、令和6年度那珂市原子力防災訓練の実施について、執行部より説明願います。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

全員協議会資料、防災課から、令和6年度那珂市原子力防災訓練の実施についてをご説明いたします。

1、目的。那珂市地域防災計画に基づき、東海第2発電所における原子力災害を想定した実動訓練になります。市としての緊急事態時対応、関係機関との情報連絡体制の確認、訓練による経験の蓄積、これらから組織的に原子力防災体制の向上を図り、市民には、屋内待避や避難行動訓練を通じ、原子力に対する防災意識の向上を図ることを目的としております。

2、実施日時、概要。令和6年11月24日、日曜日、午前8時から12時までの予定です。訓練概要は、資料1、令和6年度那珂市原子力防災訓練実施要綱のとおりになります。概要の説明は割愛させていただきます。

3、訓練場所。災害対策本部運営訓練、那珂市役所本庁4階庁議室。UPZ原子力施設からおおむね5キロ以上30キロ未満の区域の住民避難訓練。本年度は、額田地区と菅谷地区で訓練を実施予定としております。訓練は、本市内で実施し、避難先としてなかLucky FM公園へ、自家用車、福祉車両、バスでの避難を誘導し、同公園で避難退域時検査訓練と、原子力事業所の協力により原子力講座及び放射能検査体験を予定しております。

4、訓練に関する広報と周知については、広報なか、ホームページ、本庁1階となかLucky FM公園により動画モニターの放送を11月上旬から放送いたします。また、訓練実施日の前々日から、防災行政無線、各種SNS等により周知をいたします。

5、市議会への情報伝達。各回の災害対策本部終了後に議会班よりラインワークスで伝達を予定しております。

6、その他。訓練日前日及び当日に、市内で災害の発生や発生のおそれがある場合、また訓練実施中に事故が発生した場合には、中止いたします。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。ただいまの説明について、質疑、ご意見はございますか。

花島議員 資料1も含めてお伺いしていいですか。訓練の中身にPAZも含まれているみたいなんですけれども、資料1を見ると、場所、対象住民が額田地区と菅谷地区と書いてあるんですが、額田地区と菅谷地区にPAZはありましたか。

防災課長 今回の訓練は、PAZではなくUPZで予定しております。

花島議員 市の位置にはPAZの原型があるので、じゃあ、それは動かないけれども、そういうPAZの何かの訓練を実施する、市役所側としては想定してということよろしいですか。

防災課長 那珂市全体に屋内退避の呼びかけはしますので、そうするとPAZも入ってくることはなってしまう。

花島議員 この資料を見ると、今おっしゃることは半分分かるんですが、避難訓練をやるみたいな、屋内退避以外というふうに見えちゃうんですけれども、そういうことではないということですか。

防災課長 ありがとうございます。そこについては、防災無線等で行動の確認をしてもらうような訓練を現在予定しております。ただ、集合して避難行動を実際にやってもらう訓練としての実施は、PAZ圏内では今回は予定しておりません。

遠藤議員 まず、今回の訓練は、県とか入るんですか。市単独ですか。

防災課長 茨城県のほうも、避難退域時検査場所のほうに対応していただけるということになっております。

遠藤議員 なるほど。避難退域時検査訓練、いわゆるサーベランスをすとかそういうことですね。そうしたら、今回UPZを中心ということですが、一次場所、額田と菅谷ですけれども、どういう方が一次場所に来てくださいということになるんですか。

防災課長 額田地区と菅谷地区の自治会のほうで説明してご協力の依頼をして、自治会の方の中で参加の呼びかけをして、参加してくれている人数のほうを今やっていますので、基本的な参加者は、自治会の加入者になると思われます。

遠藤議員 というよりも、基本的に、広域避難はマイカー避難が基本ですよ。だから、UPZであっても、バスで移動する方というのは、車に乗れない方、使えない方、その方々をバスで運ぶということになる計画だと思うんですけれども、そういった意味では、訓練をやること自体は非常に大事ないいことだと思っておりますが、できるだけ実態に沿うような訓練をする必要があると思うので、車に乗れる人はマイカー避難ですよ。実際には筑西市と桜川市に広域避難するわけなので、バスの想定は、車に乗れない方とかが本来は想定されていると思うので、そういう方を、実際に原子力事故が起きたときには地域でこういう方々がバスで避難する人たちなんだよということを自治会のほうでもしっかり認識してもらって、呼びかけをして、そういう方々にちゃんと集まっていただくということをやるべきなんじゃないかなと思って質問をしておりますが、いかがですか。

防災課長 ありがとうございます。そういうことも踏まえ、もう一度、自治会のほうと調整し

ながらやっていきたいと思います。

遠藤議員 じゃあ、あと若干この間の一般質問でもやりましたが、安定ヨウ素剤の配布のところというのは、実際にはここでやるんですか。広域避難になりますよ、マイカーの人たちはどうやって、職員の方が配るか、僕は無理だと思うんだけど、せめてバスで逃げるといふ方々にはここで配りますよね。そういったことなんかも、実際に即した形で訓練ができるとすればここでやるべきだと思うんですが、そこについてはどうですか。

防災課長 実際の訓練のほうも、安定ヨウ素剤の配布については、一次集合場所のほうで配布を予定して現在進めているところでございます。

遠藤議員 分かりました。それはそれでお願いします。

あと、やっぱり地域を回っていると、集合場所が、避難場所が、いわゆる風水害の避難場所と原子力災害の集まる場所が違ふ場所になったよね。違ふところがあるんですよ。そこを、どっちなんだみたいな、混乱するという声もあるんですが、そこらの整理はつけながら今回というのはしていただけるんですか。

防災課長 今ご指摘があった件につきましては、以前からやはり分かりづらいという話は聞いているんですけども、どうしても車を使わない方の一番身近な場所として、バスが来られるような場所ということも踏まえて、各那珂市内の小学校が一次集合場所になっていますので、これについては周知の徹底をしながら、ご理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

遠藤議員 一次避難場所は、本来は小学校じゃないですか。ここは、今回は額田小学校は小学校だけれども、ふれセンすがやというのは、新しくできたばかりなので、地域防災計画の中にはまだ組み込めて、いや、組み込んでいなきゃおかしいんだけど、これはどういう位置づけになっていますか、ふれセンすがやというのは。

防災課長 ふれあいセンターすがやについては、那珂市の避難所と同じ形で現在登録はしております。ただ、先ほど言いました風水害や自然災害の避難所と原子力での一次集合場所については、区分けをした形で、先ほどもご説明しましたけれども、やはり小学校単位という形の集合場所というのを原子力のほうで取っていて、今回訓練もありまして、バスの関係もありましたので、地域の方が車で参加する方もいますので、駐車場も踏まえてふれあいセンターすがやのほうを使わせていただくというような形を取りましたので、今後誤解のないような説明をしていきたいと思っております。

遠藤議員 いろんな形を想定することは大事ですが、ただ、僕が思っているのは、今回の訓練の一次集合場所に来る人たちは、マイカーで避難する人は来ないと思っているんですよ。マイカーで避難する人は来ないんですよ、本来の原発事故時は。一次集合場所は、自分で、車で逃げられないから、バスで乗っけていってちょうだいという方が集まるんですよ。だから、そこにバスが来る。だから、本来計画は、菅谷小学校とかに来るはずなのに、ふれセンすがやで訓練していたら、いざというときに困るでしょう。いざというと

きにこうするための訓練をするのが防災訓練ですから、それは、ちょっとそろそろイベント的なものはやめてもらって、実際の動きを訓練、練習してほしいんですよ。

例えば、今の答弁の中でいうと、じゃあ、都合上と。菅谷小学校とか菅谷東小がバスに来てもらうのに都合が悪いんですか。悪いのにそういう計画を立てているんですかということになっちゃうので、それも、きちっとふれセンすがやに一次集合場所を変えますとかそうしないと、実際のものじゃないでしょう。訓練をやればいいというものじゃないので、いざというときには、あの訓練どおりに動こうとみんなに意識付けしてもらうためにやるんですから、実際に即したようにやってくださいよ、そろそろ、もう。そこらはいかがですか。

防災課長 ありがとうございます。今後検討させていただきます。

寺門厚議員 今回の訓練で参加されるどころ、県のほうも参加ということで、広域避難先の桜川市、それから筑西市もお出でになるわけですね。

防災課長 筑西市、桜川市は、参加いたしません。

寺門厚議員 参加されないということですか。広域避難も含めて、今回はなかLuckyFM公園が二次避難先という仮設の場所になるわけですね。であれば、やっぱり実態に合わせた訓練となると、スクリーニングやらいろんなテストも、当然受け入れ先のほうも将来しなきゃいけないということは明白なので。あと、避難所開設にしても。実際に来ていただいて見ていただく。あるいは、避難所開設もやっていただくというのも一つそろそろもう考えないといけないと思いますよね。いつまでもイベント的になってしまっただけはやっぱりよくないと思いますので。

当然先ほど遠藤議員からも出ましたように、もう一点は、自家用車での参加の方も募らないと、これ実際の訓練につながらないんですよ。ヨウ素剤も配布しなきゃいけないしスクリーニングをやらなきゃいけないということになると、そこは一般市民の方に参加してくださいというふうに言ったりはするんですけれども、大体バス利用の方だけになってしまいますので、そこは、もう一度市民の方に、今回は菅谷地区と額田地区ということになりますけれども、徹底をお願いできたらなというふうに思います。そうじゃないと、訓練にならないと思いますよ。

防災課長 先ほど筑西市と桜川市の現地での参加はないですけれども、通信での訓練は参加していただくことにはなっております。また、自家用車避難につきましては、安全を確保するため、自家用車で先ほど言った一次集合場所まで来てもらった方に対して、市役所の公用車で、市役所の職員が運転しての自家用車避難の訓練は実施いたします。

寺門厚議員 市の公用車なんですか。

防災課長 個人の自家用車を使って訓練をした場合の事故等の補償の問題もありますので、その辺を勘案いたしまして、市役所の公用車で市役所の職員が運転をした車を自家用車に見立てて、自家用車の訓練の、その車に参加した市民の方に乘っていただいて、なかL

u c k y F M公園まで自家用車避難の訓練はしていただく予定で現在進めているところでございます。

寺門厚議員 ということは、集合場所を、これで言うと額田小学校と菅谷小になるんだらうと思いますけれども、そこへ自家用車で逃げる方も来てもらって、市の車で移動をして、実際にヨウ素剤を配布してもらって飲んだり、それからスクリーニング等々、あと除染もやってもらおうと、そういうことですか。

防災課長 そのとおりでございます。

寺門厚議員 呼びかけもそういう案内にするということですよ。ただ来てくださいでは、多分来ないと思うので。

防災課長 その件につきましては、自治会と調整をして進めているところでございます。

寺門厚議員 もう一点。広域避難先である桜川市と筑西市の方も無線でやるということはお聞きしましたけれども、そろそろ実地訓練でやっていただくということも含めて、お出でいただくというのはいかがなんでしょうか。今からでも間に合うので。

防災課長 それにつきましては、相手方もありますので、調整しながら進めていきたいと思えます。

寺門厚議員 よろしく願います。

議長 よろしいですか。

なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時46分）

議長 再開します。

続きまして、公共施設の在り方調査特別委員会の設置について、原田議員より説明をお願いします。

原田議員 それでは、皆様、資料のほうをご確認ください。今日、私の不備のせいで、資料を勝手に机の上に配付させていただいたんですけれども、申し訳ありませんでした。今度から気をつけてやってまいりますので。皆様をちょっと驚かせてしまって、すみませんでした。

今回提案いたしますのは、公共施設の在り方調査特別委員会の設置ということで、やはりこちら、令和5年12月、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針案が出されてから瓜連庁舎を含めた公共施設の在り方に関する市民の関心が高まっています。瓜連庁舎に関する問題については、中央公民館や歴史民俗資料館の在り方にも関連する今後の市民生活、市政面に大きな影響を与える本市の重要な意思決定に関する事件というふうに捉えることができます。この問題に対する本議会の現状としては、先ほどちょっと名誉市民のこととかでもありましたけれども、執行部と議会とのやり取りであって、我々議員

同士での討論とか議論というのがなされていないという現状であります。ですので、そういった機会を設けるためにも、我々議会として主体的に調査し、議員同士がお互いに議論する場をしっかりと確保するという。そして、公共施設の問題について、議会としての意思決定をしたいと、そういう考えでこの特別委員会を提案いたします。

また、なぜ特別委員会なのかということなんですけれども、本案件については、瓜連庁舎は総務生活常任委員会の所管事項であり、中央公民館、歴史民俗資料館は教育厚生常任委員会の所管事項、そして瓜連庁舎の利活用についても考えるとすれば産業建設常任委員会の所管事項ともなり、特別委員会の設置の基準である2つ以上の常任委員会に属する案件であるため、特別委員会を設置し調査審議することが必要だと考えております。

また、ちょっとお配りさせていただいた那珂市議会基本条例第3条に記載されていますように、やはりこういった市の大きな政策に関しては、議会として主体的に調査すると、これが市民から付託を受けた私たちの責務であり、ですので、市の公有財産である瓜連庁舎や中央公民館、歴史民俗資料館など、公共施設について、議会として多面的に調査し、行政需要などの課題に対応した在り方について審議することを目的として、こちらの特別委員会設置を提案いたします。

それで、調査事項のほうなんですけれども、こちら、資料にありますとおり、瓜連庁舎、中央公民館、歴史民俗資料館など、公共施設の利用状況に関する事項、公共施設への新たな行政需要に関する事項、近隣自治体の公共施設の配置状況及び長寿命化方策並びに維持管理の状況に関する事項、公共施設の長寿命化及び維持管理費の軽減対策、利活用方法に関する事項、その他公共施設の在り方に関する事項ということで調査をしていきたいと思っております。

また、委員定数のほうなんですけれども、こちら6名ということで、今の常任委員会と同じ6名ということで設定しているんですけれども、こちらのほう、ちょっと皆様にもご意見を伺いたく、大きな事案ですので全員で話し合ったほうがいいんじゃないかとかそういったご意見もあるかと思っておりますので、その辺ちょっと皆様のご意見もお伺いしたいと思っております。

以上です。

議長 説明が終わりました。質疑、ご意見はございますか。

渡邊議員 ちょっとお尋ねしたいんですけれども、今の原田議員の説明の中で、瓜連庁舎の在り方について産業建設常任委員会が所管するという、これがどういうことかお聞きしたいんですけれども。なんで産業建設なのかな。

原田議員 5つのカテゴリーというふうな執行部のほうで分けしているかなと思うんですけれども、その5つのカテゴリーの中で、民間での利活用とかそういったことも入ってきますので、そこになると、ちょっと産業建設のほうとも関わってくるかなというところなんです。

渡邊議員 民間が入ると産業建設になる理由を教えてください。

原田議員 そうしますと、産業でありますし、あと建設というところも関わってくるかなと思って。

渡邊議員 瓜連庁舎については、そもそも建物自体の所管をしているのは総務部だと思うんです。そうすると、所管は総務生活常任委員会になると思うんですが、それがなぜ総務生活を飛び越えて産業建設になるのかが理由が分からないんですよ。経済とかなんとかと、それはそもそも違うんじゃないですか。建物の在り方、建物の利活用を考えるのは、そこはちょっと違うと思うんです。あくまでも所管する部局が総務部であるのであれば、総務生活のほうでもんでいって判断しているのが通常のやり方じゃないかと思うんですけれども、そうしたら、それが産業に関わるものだとすれば、全てのものが産業建設に関わらなきゃならないじゃないですか。そもそも所管している部分の判断をするところがめちゃくちゃになっていくと思うんですよ、その辺考え方で行ったらば。その辺はどう考えてるのかちょっと教えてもらっていいですか。

原田議員 確かに渡邊議員がおっしゃるとおり、産業建設の所管と、どこまでを含めるのかというところと確かにこの辺、僕もちょっと調査不足といいますか勉強不足のところがあるのでちょっとそこは調べないといけないと思うところではあるんですけども、ただ、そこはそこであるとして、中央公民館とか歴史民俗資料館に関しましては、こちらは完全に教育厚生常任委員会の所管となっておりますので、いずれにしろ2つ以上の。また、公共施設マネジメント計画とかも出ておりますけれども、ただ、僕も確認したんですけども、中央公民館とか歴史民俗資料館は、あくまでも教育厚生常任委員会の所管であるということですので、結局2つ以上にはまたがってくるかなと考えております。

渡邊議員 今、公共施設マネジメントの話があったんですけども、今回調査事項で書かれているものというものは、公共施設マネジメントに書かれているものと全て同じなんですよ。公共施設マネジメントというのは総務部で所管しているんです。となれば、その計画のほうの審議をするのは総務生活常任委員会ではないんでしょうか、そこを教えてください。

原田議員 確かに公共施設マネジメント計画の中には入っております。ただ、そうなんですけれども、あくまで中央公民館とかの所管は教育厚生常任委員会だということなんですよね。

渡邊議員 すみません、所管の話をしているのではなくて、マネジメント計画の話をしているんです。公共施設マネジメント計画が、今回調査事項と同じような内容であるよ。それはもう既に計画として動いているんだよ。その所管をする担当部署は、執行部のほうは総務部ですよとなれば、総務生活常任委員会がそこを審議していくのは当然の話じゃないかと思うんですけども、それをわざわざ分離して検討しなければならないこと自体が理解できないんですよ。今ある現計画が動いている。その計画の中で、今1期目が今年度終わろうとしている。報告をもらうというのが総務生活のほうに付託されている案

件ではないのかなと思うんですよね。違いますか。それをわざわざあえて違うところで審議をする必要性がない。それが、総務生活のほうで、必要性が、これ以上難しくなってきたよ、だから特別委員会が必要じゃないんですかという話を持ち出すなら分かる。あくまでも管轄を超えてくるので。ところが、今現在は、総務生活のほうで公共施設マネジメントといって同じものをやろうとしている。その意味が分からないんですよ。これが例えば公共施設マネジメント計画に入っていない公有地、土地の話であるのであれば、そこは公共施設マネジメントには入っていないので、そこは全体でやりましょうかというのだったら分かるんですよ。あまりにも飛躍し過ぎた話であって、むしろ総務生活常任委員会をないがしろにしているんじゃないかと思うんですよね。

小宅議員 総務生活常任委員会の調査事項は、内容はいつ決定になっているんですか。

渡邊議員 委員長じゃなくて私が答えちゃってもいいですか。4月の総務生活常任委員会の中では、今回の調査事項というのは、人口の減少という形で今年度やろうとなっています。この中で意見として出てきたのが、公共施設マネジメントの部分と、あとは自治会についてという話がありました。やはり市として一番問題性を考えたときには、最優先でやっぱり人口減少であろうと。次年度以降、この2つのテーマ、残り2つのテーマを随時協議していきましようというところまで進んでいます。先ほど申しましたけれども、公共施設マネジメント計画の第1期が今年度終了しますので、その報告を待ってからという話が筋なのかなと思っています。今現在どういう状況で進んでいるんだ。じゃあ、これは進みが悪いので総務生活のほうで調査事項として上げましょうかという形になれば、来年度調査する可能性もあるわけなんですよ。まだ決まっているわけではないでしょうけれども、一応案件としてはあがっています、既に。次年度以降調査をしましようかという議論は上がっています。

小宅議員 そうすると、まだ調査事項として委員会として決定はしていないということなんですか。

渡邊議員 正式決定はしていませんけども、今候補には上がっているので、来年度やる可能性は十分に高いと思います。

君嶋議員 それに付け加えまして、委員会では、総務課からきちんと公共施設の瓜連支所の扱いについては説明を受けながら、協議もしながら委員会でも議論をして、いろいろ要望もさせていただいた。そして、意見も述べさせて、今後の検討委員会についても、進めるのについても、早急にいろんな対応をしてくれという要望もさせていただきながら今意見は述べさせていただいている現状です。

笹島議員 原田議員、瓜連庁舎が総務生活常任委員会という所管事項だと思うんですよね。教育財産である中央公民館や歴史民俗資料館は教育厚生常任委員会ですよね。

(複数の発言あり)

笹島議員 要は2つの常任委員会がまたぐということで特別委員会を設置して、多くの議員で

調査審議をしてもらいたいという主旨なのでしょう。

原田議員 そうですね、そういう趣旨でもあります。あとは、やはり特別委員会設置の基準と  
いうか一般的に言われているものの中で、案件が政治的に重要なものでちょっと審議す  
る必要があるものということで、結構瓜連庁舎のことについてはやっぱり緊急性がある  
ものかなというふうに考えているんです。

それはなぜかという、執行部のほうでも瓜連地区まちづくり委員会と、あと地域住民  
の方とで検討する組織を立ち上げるというふうになっているんですけれども、そもそも  
市の公有財産である瓜連庁舎のことについて、なぜ瓜連地区まちづくり委員会がそれだ  
け主導権を握れるのかとか、あとメンバーの選出に関しても、やっぱり瓜連地区まちづ  
くり委員会にちょっと相談して決めますというのが執行部の考えですし、提言をするん  
ですよ、そこで検討されたことが。その提言に関して市はなるべくかなえられるよう  
にやっていくという考えですので、かなり、言ってしまえば、どうしてそれだけの権限  
が検討する組織に与えられるのかということとかも僕としては疑問ですし、その役目  
というのは、やっぱり議会、選挙を通してちゃんと市民から負託されているので、我々  
が市民の代表として検討していくべきかなというふうに思いまして、それで今回、緊急  
性もあると思って特別委員会設置を提案させていただいているということでもあります。

花島議員 私は、委員定数に関しては、原田議員の提案にあったように6人に固執しないとい  
う話で賛成なんですけど、全体に、この問題の市民の関心度、それから総合性、そもそも  
施設の管理計画が総務生活常任委員会の所管だという話は安易で漠然とした話で、実際  
に、例えば庁舎をどう使うかという需要の面から考えたら、それは使い方の問題、誰が  
どういうふうにするかという点で、単純に総務生活常任委員会の所管事項ですと終わら  
ないと思うんですよ。簡単に、例えばこの機能がここにありますが、その隣で、別の建物  
でやっていただければいいですよという話程度じゃないということですよ。取り壊す  
という話になると、もうちょっと広い範囲で議論したほうがいいと思います。市民の意  
見もそうだと思います。やっぱり管理計画というので行くのもいいですけども、基本  
的には、これは瓜連庁舎の問題ですよ、中心となっているのは。だから、それに絞っ  
た議論というのは大事だと思っているし、ただ漠然と管理計画でこういう公共施設を縮  
める計画になっていますからとかそういう話で済ませるべきではないと、この点につい  
ては思います。

以上です。

渡邊議員 先ほど来私も説明をさせていただいているんですけども、あくまでも今回の調査  
事項の対象としている、特別委員会の調査事項として対象としているものは、公共施設  
マネジメント計画に書かれているものと同じなんです。ですから、あえてここを、特  
別委員会を設置する必要はないんじゃないですかという話をしているんです。これが、

例えば具体的に瓜連庁舎をどうしようかとかと検討事項になってきたのであれば、そこは必要性によっては特別委員会という話になるかもしれないと思います。ただ、今現在、執行部のほうでも今回、先ほど君嶋議員もおっしゃいましたけれども、現在調査をしている。執行部のほうでもまだ結論が出ていない段階で、議会が先行して動く必要というのは、執行部がやろうとしている執行権を狭めてしまう可能性があるんじゃないかと思うんですよ。ちょっと言い方が変かもしれないですけども。ただ、今現在きちんとした報告も上がっていない、住民の意向も聞いていない段階で、議会が先に先行して進める必要はないのかなど。これは多分この間の議会のとおりと同じような話になっていっちゃうと思いますので。ただ、それについては、特別委員会を設置するとかいうのであれば、もうちょっと執行部のほうの動きを見極めた上でもいいのではないのかな。

花島議員 それについては、私は全然違う考え方を持っていて、市民の関心が非常に高いというのがありますから、早めに我々としても調査をしたほうがいいと。例えば私が非常に気にしているのは、瓜連庁舎の耐久性ですよ。将来どのぐらい使っていけるのか。それから、もし使いやすくするためにはどのぐらい費用がかかるかというのは非常に関心があるんですが、例えば執行部だけのベースで、将来のことについて、執行部としては面倒くさいから取り壊しみたいみたいな考えだったときに、そういう結論になるようなものしか出さないということだってあり得るわけですよ。これまでもそういうことがたくさんあるわけですから。ですから、執行部の調査をもらってきて、提案を聞いて、それにイエス、ノーというだけが議会じゃないと思うんですよ。ほとんどはそれで僕はいいと思います。でも、この件に関しては、市民の関心も高いこととかを考えたら、やはり議会として執行部と並行に近い部分になるかもしれないけれども、調査をやっていくほうが、議会としていい活動ができると思っています。

笹島議員 花島議員と久々に同じような意見なんですけれども、やっぱり議会が執行機関に対して、我々は補助機関じゃないから、二代表制の一員なので、我々は我々で今言っていた調査研究をしていって提案していくということを独立して持っていかなければいけないと思うんです。渡邊議員が言っていたとおり執行部を待っているんじゃなく、我々議員は議員としての独立性を持っているわけですから。ですから、そういう形で今言った特別委員会を設けてやるべきだと思うんですよ。

渡邊議員 先ほど花島議員の言った建物の耐久性という部分なんですけれども、その調査は必要だと思うんですよ。調査というのは我々が現地に行って見て分かるものじゃないと思うんです。具体的に物理的な調査をしてやらなきゃならない。その調査費用というのは、議会で持てるんですか。

花島議員 予算執行の面では執行部かもしれませんが、我々が要求して、こういう調査をやれということを要求することはできます。それをやらなかったら、逆にそれに応えなかったら、執行部としては不誠実だと私は思います。

渡邊議員 であれば、そのことというのは総務生活常任委員会で調査をなささいねということ  
はできると思うんですよ。特別委員会を設置しなくても、その辺はできるのかな。その  
報告を聞いた上での判断でもいいんじゃないでしょうかと思います。

花島議員 それはそれでおっしゃるとおりですけれども、でも、総務生活常任委員会で、そう  
いう意見はないでしょう、今。だから、総合的に将来やるつもりですという話じゃない  
んですよ。我々は、今具体的に調査を始めましょうという提案なんですよ。私も賛成  
ですが。だから、総務生活もそういうことを考えていますと言うんだったら、それはそ  
れで構いません。でも、同じような調査を複数の委員会でやる必要はないから、総務生  
活からも調査委員会に入って、それで一緒に検討していったらいいと思いますよ。だか  
ら6人に限らず、もっと委員を増やすとかして一緒にやっていけたらいいと思います。

渡邊議員 予算の話であれば、総務生活常任委員会のほうで言って、すぐ調査することは可能  
だと思うんですよ。議会の特別委員会を立ち上げなくても、そういう要望があるので  
あれば。今現在執行部のほうでは当然耐久性も考えていろんな調査をしていくと思うん  
ですよ、これから。私が担当であればやっています。私が、実際自分のときに、在職中  
でそういう調査をするのであれば当然耐久性は必要でしょうし、設備環境の老朽化もや  
らなければならぬと思っていますので、その辺は、むしろ私はこの中では一番詳しい  
部分だと思っていますので、それは重々考えております。

花島議員 やみくもに、やるということを否定するわけでは全くないです。だから、そこは誤  
解しないでほしいんですよ。でも、議会としてそういうふうにちゃんと細かいところ  
まで目を向けてやろうというのが、特別委員会の提案ですよ。そこは誤解しないでほし  
いんです。渡邊議員はやるつもりみたいなことを言っているんだけど、やることが  
決まったわけじゃないですよ。それをどうやるかも今後の議論でしょう、総務生活常  
任委員会の中で。それを、総務生活常任委員会の中だけじゃない範囲で、特別委員会で  
とにかく瓜連庁舎に限ってはやるという話ですよ、今回の提案は。だから、そういうふ  
うにご理解いただきたいと思います。将来やるだろうという話じゃないんですよ。

渡邊議員 すみません、ちょっと今冷静に考えたら、論点がずれてますよね。瓜連庁舎だけの  
話じゃないですもの、今回ね。今回はあくまでも公共施設の在り方の部分の話をする特  
別委員会をつくりましょうという話であって、瓜連庁舎についてはまた別の話だと思  
うんですよ、今回の話は。今回の提案は。今回の特別委員会の設置は、あくまでも公共施  
設についてという話なので、瓜連庁舎と限っていませんよね。となれば、公共施設マ  
ネジメント計画とほぼ同じ内容であるので、あえて特別委員会を設置する必要はないん  
じゃないですかというのがもとの論点だと思うんですよ。

花島議員 あくまで瓜連庁舎を中心にして、関連する事項も含めてこういう書き方になってい  
ると私は認識しています。書き方が悪いと言うんでしたら、提案の内容を変えたらいい  
んじゃないかと思います。あくまで瓜連庁舎が中心で、それに関連してその他の公共。

例えば今執行部の提案では、瓜連庁舎にある市の事務機能を中央公民館に移すという話をしていきますよね。だから、中央公民館も無関係じゃないということになるから、瓜連庁舎だけの問題じゃなくなるわけですよ。それから、歴史民俗資料館を移すという話があるから。だから、私は原田議員の提案に賛成しているんですが、希望は瓜連庁舎を中心にして、その関連事項です。

大和田議員 ちょっとあれなんですけれども、結局瓜連庁舎に関わることの特別委員会の設置についてということですか。それで、先ほど花島議員からあったけれども、中央公民館を庁舎の機能移転をするという話で、歴史民俗資料館というのは、その話も全くないでしょう。移転させるという話は。

(複数の発言あり)

大和田議員 陳情が出てくる話、この間の。というのであれば、この間の要は陳情の内容の特別委員会を設置しましょうかという話と同意ではない。

花島議員 若干違うのは、前回の陳情で言っているのは、もう用途を固定しているわけですよ。だから私も賛成しなかった。だから、調査しろとか、あるいは意見書を出せというぐらいだったら私は賛成していました。やっぱりそもそも瓜連庁舎を私は気にしている。耐久性の問題とか、陳情の問題とか。何も触れずに、いきなり歴史民俗資料館にしろというんだったら、今そんな結論を出せるわけないというので私は賛成しなかったわけですよ。ですから、今回もそれに沿ってやるわけじゃない。もちろんその意見は重視しますが、基本的なことから抑えようということですよ。瓜連庁舎に関してですよ。

大和田議員 そうなると、基本的なことは、まず市の公共施設マネジメント計画というのは、皆さん知っているんですか、逆にどんなものかというのは。

花島議員 私もそういう計画があるのは知っています。でも、それはバーンと網をかけた計画であって、僕らから見れば。執行部は細かい何かやってるかもしれませんよ。我々が今、少なくとも私が考えている特別委員会は、網をかけた全体をやろうという話じゃないです。もちろん無関係じゃないけれども、先ほど言いましたように、瓜連庁舎を中心とした関連事項ということですよ。

大和田議員 であるとすると、特別委員会、瓜連庁舎に対するだけの特別委員会ということなんですけれども、瓜連庁舎を残せとかこんな用途にしろという意見もありますけれども、実際に私が聞いているのは、壊してしまえというような意見も正直ありますよ、陳情まで上がっていないにしても。そういうものも含めていいという話。瓜連庁舎に関わるだけの話になるということですか。いや、公共施設のマネジメント計画だから、様々な公共施設があって、そういった中でこれだけお金がかかるよ。学校施設もそうですよね、そういうものも含めて市全体の公有財産を考えていくという話だと私は思っていたんですけれども、そうではないということですか。

小宅議員 いわゆる瓜連庁舎がどうこうかと私は結論を出せないと思うんです、当然。ただ、

スタイルとして、今の道の駅のように、執行部からこうなりました、こうなりました、こうなりましたと進捗の報告だけを受けていく。受けたものに対して、これはどうなっているんですか、どうなっているんですか、これはこうですね。でも、物事はこう進んでいく。こちらは何も対抗手段を持っていない。それを危惧するのであって、だったら、特別委員会という形で議員間討論ができる機会が得られれば、それは特別委員会の意味があるかなと思っています。ただ、結論は絶対出ないと思いますよ。私たちの議会で、じゃあ、瓜連庁舎をどうするんだとか、中央公民館の改装はこういうふうにしたほうがいいのかという結論は絶対に出ない。けれども、議員間の中での討論、議員間討論を活発にするための機会としての特別委員会というのはありだと思います。

大和田議員 議員間討論の活発は私も賛成なんですが、まず、それが常任委員会ですっきりと、総務生活ですっきりとやるという話ですから、やっていただくという。

(複数の発言あり)

大和田議員 全員協議会では駄目なんですか。

小宅議員 全員協議会で多分このことを取り上げると、おそらく執行部から報告が来たときに対して、議員対執行部になると思うんですよ。今回は、議員の中での特別委員会の設置についてなので、こうやって議員間討論が活発にできていますけれども、多分例えば瓜連庁舎とか中央公民館の改装に関しては、執行部から来たものに対して執行部対議員という形になると思うので、議員間の討論を活発化させようと思ったときには、特別委員会というのはありかと思っています。ただ一方で、総務生活常任委員会ですっきりやるということであれば、それを待つことは、待った後の特別委員会というのは当然ありだと思います。

大和田議員 私もそう思っています、まずは所管の常任委員会、公共施設マネジメントの所管が総務生活常任委員会であれば徹底してやってもらいたいというところ。その後の全員協議会ないし特別委員会の設置は。

小宅議員 今いわゆる調査事項に関しても、調査が終わったときに一発で委員長報告という形なんだと思うんですよ。だから、今の委員会の調査事項なんかを進捗でこうやって議員間討論ができるような形を議会運営委員会のほうで考えてもらえれば、それはそれでいいと思いますけれども。

大和田議員 まずは、しっかり常任委員会でやっぱり討議をしていただきたいと私は思うかなと思います。

福田議員 いろいろ議論はあると思うんですよ。今回のそもそもこの件については、常任委員会があるわけですよ。これを見ると、瓜連庁舎という総務生活というような位置づけがある。あるいは中央公民館、あるいは歴史民俗資料館、これいくつかの常任委員会にまたがる。それをひっくるめて今回は特別委員会というようなこと。常任委員会の立場というのが全くなくなっちゃう。

それと同時に、そもそも今回のこのようなことが出てきているというのは、瓜連庁舎の取壊しということが文言にうたわれていた。これが発端と違うのか。私はそういうふうを考えている。その件については、まちづくり委員会、執行部、いろいろやり取りがありました、これは皆さんご承知のとおり。そして、その結果というのはまだ出ていないわけでしょう、現状では。もうちょっと推移を見る。執行部から瓜連庁舎に対して、今後の利用状況あるいは取壊しも視野に入れたというようなことをうたわれていますけれども、その点の具体的なことを打ち出されて、それからでも私は遅くないのかな、このように思うんですよ。

それと同時に、今回の件というのは、総務生活常任委員会でいろいろ陳情があったことに対して不採択をしたと、これなんでしょう。それを、不採択を継続というようなことも耳にしていますよね。いろいろ過去のそういういきさつがあって、今回は瓜連庁舎というだけではなくて幅広い特別委員会ということで今回うたわれてきているということは、幅広い各常任委員会にまたがった。それをひっくるめて今回の特別委員会ということ。できるんですか、これ。そうしたら、常任委員会の立場というのが全くななくなっちゃう。常任委員会は何をやっているんだと、こういうことにもつながってくる。これは対外的にもあまりいい傾向ではないなど、私はそういうふうに感じています。

それと、今回もうちょっと時間を見て、執行部のほうで瓜連庁舎に対してどういうふうを考えているのか打ち出されるまでちょっと待つ必要もあるのかな、私はそういうふうに感じています。

以上です。

原田議員 まず、今回の特別委員会設置に関してなんですけれども、陳情というところはそんなに、前回の陳情に関してどうのこうのという話ではなくて、やはり瓜連庁舎を取り壊して移転とかそういうことになりましたら、中央公民館は当然関連してきますので、そこについて議会として調査したいということで、総務生活常任委員会で調査すればいいんじゃないかということかと思うんですけれども、花島議員とかも言っていたとおり現状それが確約されていないというところ。やるかどうか分からないですし、あと、やっぱり緊急性があると思うんですよ。瓜連の方々からすると、もう怒っているわけですよ。取り壊すんじゃないかということと心配を既にされている中で、一年後調査事項にしますとかというよりは、非常に緊急性が高いから、なるべく早く調査とか議会としてもやっていくべきじゃないかなというふうに考えております。

議長 すみません、時間が過ぎていきますので、一回休憩を入れたいと思いますので、再開は11時35分とします。よろしくお祈いします。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時35分）

議長 再開いたします。

初めに、小池議員より発言がございます。

小池議員 先ほど来、原田議員から出ています特別委員会設置についてで、各種の意見が多数出ておりますけれども、総務生活常任委員会の委員長として調査していきますので、それでやります。じゃないと、常任委員会の意味がなくなってしまいます。ですから、各常任委員会それぞれ所管もあります、いろいろ調査事項もいろいろあります。ただ、総務生活常任委員会で、先ほども話がありましたとおり人口減少のこともやっているんですけれども、それによって、公共施設も人口が減ることによってどういう利活用があるのかということも、確かにこれは含まれていることですから責任を持ってやっていきますので。

以上です。

議長 よろしいですか。

花島議員 例えばこういう事項を調査してほしい、委員会の外から要望があったら聞いていただけますか。受け入れるかどうかは別にして、余計なことを口出すと言われるのは嫌だということです。

小池議員 前向きに考えます。

遠藤議員 議論をお伺いして、今小池委員長のほうで、やっていきますということなので、まさしくお願ひしますと思いますが、ただ、一方で思っているのは、総務生活常任委員会の所管だけで全部できる内容なのかどうかということところで言うと、例えばトータルの公共施設マネジメント計画は所管が総務部なので、そういうのは総務生活常任委員会でできると思います。ただ、例えばより今回瓜連庁舎の具体的な話になってきて、じゃあ、本当に教育部が、教育委員会がこっちに来て、あと上下水道部がこっちに来て、それをどうのこうのみたいな、あと歴史民俗資料館の例えば専門的な見地から、あれはかなり保存は詳しくやらなきゃいけないんだみたいな、そうになっていくと、いろんな多分所管の執行部の話を聞かなきゃいけないことが場合によっては出てくるかもしれない。そういう意味で、私が一つ提案したいのは、これは特別委員会でやるか、あと連合審査でやるかという話なんです。つまり、特別委員会というのは、議案として本会議で設置を決定しなきゃいけないものですが、連合審査は、多分事務局にもちょっと調べてほしいですが、これは常任委員会が合同で調査できるやり方が多分ルール上あったと思います。そのなると、総務生活常任委員会と教育厚生常任委員会が一緒になって調査をするということがルール上できるはずですので、そういったことであれば、わざわざ特別委員会を設置しなくても、案件によっては、じゃあ、今度は教育委員会の話を聞きたいねとなれば、今度は教育厚生常任委員会と一緒にやろうと、そういうことが多分できるのであれば、そういうやり方も含めてよりよい審議ができるように工夫をしていただきたいと思います。どうですか。

君嶋議員 今の遠藤議員の話ですけれども、各常任委員会で議論したり、今回総務生活常任委

員会が調査事項で行う、瓜連支所の問題について委員長が報告して、あとは、その中で、今日みたいに全員協議会の中で皆さんの議論をしていただくと、そういう中で執行部のほうに入っていて、そこでまた質問するなり要望するなりということも可能じゃないかなと思うんです。ですから、立ち上げないで、そういう全員協議会で議論するのも一つの方法かなと思うんですが。

遠藤議員 そうなると、これはちょっと立ち位置の問題でして、僕もちょっとどこかでご提案したいと思っていたのは、全員協議会は正式な会議ですが、これは、議事録は公開していますか。あと、映像は市民は見られますかということなんです。

次長補佐 議事録のほうは公開しております。中継については、庁舎内でテレビは映していますが、委員会と全員協議会のほうは公開はしていません。

遠藤議員 じゃあ、これを一つ機会に、今回例えばパブリックコメントが490件もあったような案件なんです、瓜連庁舎の問題は、ご承知のとおり。かなり市民の関心が高い。おそらく緊急性もある。この間6月議会でちょっと不採択にはなったけれども、あれをどうするんだという声は多分皆さん各地で聞いていると思うんです。僕も昨日事務所に電話がかかってきましたけれども、どうするんですかと。議会は放っておくのかという声もふんだんにあるんですよ。だから、これは別に結論ありきではなくて、ただ、議会として市民の声を真摯に受け止めて議論はやっぱりしなきゃいけないと。しかも、早急にそういったところを見せなきゃいけないと思っているので、総務生活常任委員長がやってくさるということであれば、総務生活の皆さんにまずしっかりお願いをしたいと思いますが、もし審議の課程の中で、この範疇だけでは収まらないよというようになれば、僕はやっぱり正式な会議は常任委員会だと思いますので、常任委員会の中で審議をするというやり方が一番ベストだと思います。場合によっては、君嶋議員のおっしゃるとおり全員協議会もあり得ますけれども。あとは、ちょっと全体で、議会運営委員会かな、議会運営委員会でもんでいただいたら、公開の在り方、やっぱり市民の皆さんが、我々が一生懸命議論している様子を見られないんですよ。だから、リアルタイムじゃなくても、本当はリアルタイムで見られるのがベストですけども、やっぱりこういう様子を見られるようにぜひ検討いただきたいと思うし、公開の在り方、この後広報編集委員会のほうでもあるようですけども、議会全体の公開の在り方を少し考えていただいと、いうふうに思います。

小宅議員 すみません、ちょっと今の遠藤議員のお話が分からなかったんですけども、委員会と全員協議会を公開にしてこの議論を進めていくべきだというようなことなんです。端的に言えば。

遠藤議員 そもそも議会自体は公開であるべきだと思っているので。そのやり方として、全員協議会と常任委員会のどちらが重いですかという話で言うと、当然常任委員会が、これ一番重いので、だから、大事な審議をするに当たっては、特別委員会よりも常任委員会

が上ですから、常任委員会で審議すべき内容だと思っているんです。ただ、おそらく君嶋議員がおっしゃるのは、全員協議会は全員で発言できるからこれがいいという話だったと。

君嶋議員 私が言ってるのは、常任委員会で審議したもので委員長が報告した内容について、質疑等をもらいながら、また次の委員会で議論をする場の形になるようなものは全員の皆さんの声を聞いてはいかがですかと。その中で、もし執行部も入っていただいて説明を受けたいときには執行部にも入っていただく、そういう流れで進めてもいいんじゃないかということ。

遠藤議員 分かりました。じゃあ、これはどちらがいいかの議論ですけれども、何度も経験あるとおり、常任委員会でやった審議に関しては最後本会議で委員長報告しますから、委員長報告しますから、それだけ重いということ。全員協議会というのは、そういう話是可以るけれども、言いつ放して終われるということ。だから、やっぱり常任委員会でやることは、やっぱり議事録、本会議の議事録に載る。委員長報告がある、だから重いということ、僕はどこまでも常任委員会の審議をメインで考えたいので。ただ、1つの常任委員会だけで事足りないのであれば、連合審査を含めてやって、最後の結論は委員長報告で本会議の議事録に残す、映像にも残す、それぐらい重い審議をみんなでやるべきだなということであって、その間、過程は、例えば今の話、総務生活と教育厚生以外は、僕が入っている産業建設はその議論に加わりませんから、そういった意味では、そういう報告を全員協議会で出していただければ、僕らもいろんな意見を申し上げられるということで、その繰り返し、繰り返しでやっていくと一番いいだろうと。その過程の中で、公開の在り方をちょっと考えていただいて、そこを、後でそういうことをやったのと市民から言われぬように、いや、もう公開しているので映像も見てくださいということに合わせてできればいいなということをご提案したということです。

福田委員 申し合わせ内規になるのか。

次長補佐 ちょっと今調べているんですけれども、今のところは本会議のみが完全公開、それ以外は非公開といいますか公開はしてない。ただ、先ほど言ったように、庁舎内のテレビとかでは見られる状況になっていますので、そこは議会運営委員会のほうで結論を出していただければ、公開のほうは可能だと思います。

花島議員 今皆さん、公開、公開と言っていますが、インターネット公開ですよ。要するに傍聴はできるわけだから、そういう意味では公開なので、そこは誤解のないように、言葉の使い方に気をつけたいと思います。

議長 ほかにございますか。原田議員はいいですか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、令和6年度第1回茨城県市議会議長会議員研修会の議員派遣について、ご

連絡いたします。

研修会の出席については、小池正夫議員、大和田和男議員、富山豪議員の3名の方を各常任委員会で選出いたしました。明日の最終日に議員派遣として本会議で報告させていただきます。決定いたしました3名の方につきましては、よろしくお願いいたします。

続きまして、広報編集委員会、榊原委員長より報告をお願いします。

榊原議員 広報編集委員会より、那珂市議会SNS運用について、ご報告いたします。

6月20日の全員協議会の際に、広報編集委員会でSNS運用を行うことをご報告いたしました。委員会で協議を行い、今後SNS運用はフェイスブック及びインスタグラムを10月1日より開始いたします。内容としては、議会の日程や議会だよりの発行、各常任委員会の活動報告を中心に掲載してまいります。運用指針についてはサイドブックに掲載のとおりです。また、フェイスブック及びインスタグラムのアカウント、QRコードもサイドブックに掲載しております。ぜひ皆様のフォロー並びにお知り合いに周知のほうをよろしくお願いいたします。

以上、ご報告でございます。

議長 委員長報告が終わりました。何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 それでは、10月定例の全員協議会の日程になります。10月21日月曜日、午前10時から全員協議会のほうを開催します。近くなったら通知を差し上げます。

以上です。

議長 この件につきましては以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時48分）

令和6年12月3日

那珂市議会議長 木野 広宣